

第80回

滋賀県国土利用計画審議会

議事録

令和8年（2026年）1月29日（木）

10時～12時

滋賀県危機管理センター1階 災害対策室3・4

オンライン（Zoom）併用

第 80 回滋賀県国土利用計画審議審議会事録

1 日 時

令和 8 年（2026 年） 1 月 29 日（木） 10 時～12 時

2 場 所

滋賀県大津市京町四丁目 1 - 1 滋賀県危機管理センター 1 階 災害対策室 3・4
オンライン（Zoom）併用

3 出席委員（五十音順、敬称略）

井上 芳恵	龍谷大学政策学部 准教授	都市問題
大橋 潔	公募委員	公募委員
駒林 良則	立命館大学法学部 特任教授	法律
齊藤 美絵	不動産鑑定士	土地問題
佐賀 春樹	一般社団滋賀県労働者福祉協議会 理事	労働
白杉 滋朗	公益社団法人滋賀県手をつなぐ育成会 副理事長	社会福祉
長島 啓子	京都府立大学大学院生命環境科学研究科 教授	林業
西田 佐知子	名古屋大学博物館 准教授	自然
箕浦 宏昌	滋賀県商工会連合会 専務理事	商工業
和田 桂子	一般社団法人近畿建設協会 顧問 / 京都大学防災研究所 特任教授	水問題

4 審議会次第

(1) 開会

(2) 議事

- (1) 国土利用計画・土地利用基本計画の概要および滋賀県の状況について
- (2) 滋賀県国土利用計画（第五次）の現況について
- (3) 滋賀県土地利用基本計画の変更について
- (4) 林地開発許可等の状況について
- (5) 滋賀県国土利用計画・滋賀県土地利用基本計画の改定について

(3) 閉会

1 開会

挨拶（佐藤県民活動生活課長）

委員紹介

○和田会長

円滑な審議が進められますよう、委員各位の格段のご協力をお願い申し上げます。

また、新たに就任された委員もいらっしゃいますので、次の議事に入る前に当審議会の役割について事務局の方からご説明をお願いいたします。

（事務局説明）

2 議事

（1）国土利用計画・土地利用基本計画の概要および滋賀県の状況について

（2）滋賀県国土利用計画（第五次）の現況について

○和田会長

それでは、本日の議事に入ります。まず、議事の次第（1）「国土利用計画・土地利用基本計画の概要および滋賀県の状況について」、そして関連します、および（2）「滋賀県国土利用計画（第五次）の現況について」を事務局からの説明を求めます。

（資料1～2により事務局説明）

○和田会長

はい、ありがとうございます。それでは、議題の（1）（2）の方を事務局の方からご説明をいただきました。ただいまの事務局からの説明につきまして、委員の皆さま方からご意見、ご質問等があれば、挙手の方をお願いいたします。

○齊藤委員

はい。資料2-2について2点ありまして、一つは農業産出額のところです。平成26年度の増減率でプラス51.6%と、産出額およびその所得が大幅に増えています。農業従事者数についてはマイナス61%と、従事者数は大幅に減少しているなか、その生産額は大幅に増加している。ここの関連性の説明についてお伺いしたい。

もう一つは、民有林に占める保安林面積の割合、こちらが若干増加している。一方、土砂災害警戒区域の指定件数、こちらはプラス84%と大幅に増えています。

この土砂災害の指定件数が増えているというのは、よく分かりますが、この民有林に占める保安林の面積が増えているということと、何か関連しているのでしょうか。土砂災害が増

えているから、保安林も増やすことによって計画的に備えているということでしょうか。

○事務局

県民活動生活課の方で把握している農業のデータです。農業従事者というのは減少してま
すが、滋賀県は農地の集約が非常に進んでおり、農地中間管理機構の実績等に関する資料
(令和5年版)」という資料によると、農地の担い手の集約率が67.8%で、全国で7位です。
滋賀県農業統計によると、10 haから20 haの農家の軒数は、平成27年に281あった経営体
が、令和2年では467にも増えています。このような農地の集約が進んでいるために、効率
のいい農業が展開されているという読み方ができると考えております。

○森林保全課

森林保全課です。保安林の面積の割合と土砂災害警戒区域指定件数についてお答えしま
す。当課は保安林の担当で土砂災害は別の部署が管轄していますが、こちらの二つについ
ては、特に関連性はございません。

保安林の面積は、保安林は土砂の流出防備や、水源の涵養機能等を高度に発揮するために
指定を進めていますので増加しています。

○齊藤委員

農業の方については、従事者が減っていても生産性の向上が上がっているという、そうい
う理解でよろしいですかね。ありがとうございました。

○和田会長

はい、佐賀委員、お願いいたします。

○佐賀委員

現況報告があり、今後計画変更をするとされていますが、この計画の現況数値は、予定通
りでしょうか。現況数値から課題を決めていくのかと思っているのですが。

○事務局

モニタリングのところに言及いたしますと、進むべき方向性をモニタリングでは決めてお
りまして、現状、25項目の指標のうち、20項目がおおむね基本方向に沿って進捗しており、
方向に沿っていないところが5項目あるというふうに見ております。

全て基本方向に沿って進むのが望ましいと思うので、今後も進捗等を確認しながら、計画
を進めていかなければならないかなというふうに思っております。

○箕浦委員

参考までに教えていただきたいのですが、資料 2-2 の再生可能エネルギーの発電導入量は太陽光パネルということかと思えます。

例えば太陽光パネルを張るときに、農振除外や転用の許可なども要らないですし、森林の開発でしたら 1 ha までは許可も要らないと把握しています。発電導入量の 173.9% という伸びについて、県はどのような認識をされているのでしょうか。

○事務局

県では CO2 ネットゼロを推進していますので、再エネ導入をしていくのではないかと踏んでいます。

近ごろ当課で把握しているメガソーラーの開発において、森林を伐採する 1 ha 以上のメガソーラーの開発は、数年観測していないところではあります。

また、「森林法」について、1 ha ではなくて 0.5 ha に小さくなり許可基準が厳しくなったこと、「FIT 法」の改正で売電価格が減少したこともあるので、メガソーラーは減ってきているというふうには考えております。

○大橋委員

私たちの小さいときから琵琶湖の水質というのが非常に気になってきて、滋賀県はそれに力を入れています。

表層循環とか、最近ではアオコの赤潮とかアオコの発生はあまり聞いていませんが、琵琶湖の状態と滋賀県の土地利用というのは密接な関係があると思います。その見解を教えてください。

○事務局

モニタリングの指標にさまざまな観点から土地利用を見ていこうということで、水質の指標も設けさせていただいております。

数値は率で見ると、全リンが 12.5% の増加というように表示されますが、実際の観測されている数値は、あまり変化していないと思っています。

滋賀県の土地利用との関わりですと、農地が転用されたから、それが直接水質に対して、どのような影響を与えているのかということまで、具体的な根拠を持ってご説明することは難しいと思っています。

計画の改定もございますので、その際に、どういう指標を土地利用の指標として用いるのがいいのか、あらためてこの審議会にご相談をしながら、設定をさせていただきたいと思っています。ちょっとお答えとしては不十分だと思いますが、いまお答えできるのは、申し上げたとおりということになります。

○和田会長

ありがとうございました。

私の方から。いろいろな意見が出てきたと思います。まず1点目の水質の方を先に答えさせていただければと思います。大橋委員がおっしゃったように、これが土地利用とどう関わっているのかという、このところの指標のあり方として、19番は前の審議会でも申し上げているんですけども、基準の平成26年からどうなったかということで、滋賀県は、それまでもっと前の時代から頑張っていて、水質改善に取り組んできた経緯があります。なので、かなりよくなってからの、基準年との比較なので、これ以上さらに頑張っていくのか、今後どうしていくのかは、非常に大きなターニングポイントでもあるわけなんです。

いまおっしゃった窒素、全リンで果たしていいのか。実際には、こうして水質がよくなってきたとしても、去年の夏のアオコ発生やカビ臭の発生が続いているので、この指標についても、次回の新しい計画を策定するとき、この審議会に諮って、適切な土地利用との関係で、琵琶湖の、滋賀県の国土に対して、真にいい計画となるように話し合っていければいいなと思っております。

全体的に、特に資料2-2について委員の方々からさまざまな意見が出てきたと思います。その進捗として全体計画が、これで進んでいるのかどうかをちゃんと把握できているのか。そういったところも今後、新たに決めていくときに、指標による進捗状況の把握を、再度見直していきたいと思っています。

最初の方の意見でもありましたように、実際に増えているんですけども、こちらの方が減っているのは、その基準点とか、ベースになっている母体の母数があって、令和6年との比を見た場合、増減比が少なく出たり、実際には急速に進捗すると大きく出てしまったりする。そういった現状との齟齬が見られるところもあるかもしれません。このところを次回もしっかりと、適切な県土管理と県民の豊かさを実現するような、また、自然環境と県土利用、ア、イ、ウで挙げられた、それぞれの基本方針に対して適切な指標であるかどうかというところも、一緒に審議していければと思います。以上です。

それでは、オンラインの先生方も何かございますでしょうか。特にないようでしたら、よろしいですかね。

それでは、この議題1、議題2について委員の方々からさまざまな意見をいただきましたが、他になければこれについての審議を終わらせていただきたいと思います。

では、続いて、次の議事にまいりたいと思います。

(3) 滋賀県土地利用基本計画の変更について

(4) 林地開発許可等の状況について

○和田会長

次の議事は、3番目「滋賀県土地利用基本計画の変更について」および4番目「林地開発等の状況について」を事務局からの説明を求めます。

(資料3～4により事務局説明)

○和田会長

ありがとうございました。それでは、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

○白杉委員

いまご説明いただいた森林地域ですが植林されているスギ・ヒノキといわゆる里山に代表されるような二次林、自然林が林地開発に関するこの6カ所でどのような割合になっているのかを教えてくださいとありがたいです。

○森林保全課

林地開発に係るところの、人工林・天然林等の区分についてお話をさせていただきます。「森林法」において林地開発許可の規制がかかるのが、地域森林計画対象の森林区域です。そちらにつきましては、人工林、天然林、里山林のほか無立木地も含まれており、森林の用に供される土地というかたちとなっております。

林地開発の許可の際には、その人工林・里山林等の区別について、特に確認はしておりませんので、比率についてはお答え致しかねます。

○白杉委員

そうしますと、この滋賀県の人工林と里山林はどのぐらいの割合でしょうか。

○森林政策課

森林面積の中で人工造林された針葉樹のものと、広葉樹林、二次林のような広葉樹林の割合は、おおむね半々と思っていたら結構なんですけれども、若干人工林の方が少なくて四十数%と、広葉樹林の方が五十数%です。

○白杉委員

ありがとうございました。

○西田委員

森林の話の1番目の日野町のことについて教えてください。これは環境アセスはすでに行われたものでしょうか。

○事務局

はい。環境アセスや、届出はしていただいているような状況でございます。

○西田委員

分かりました。ありがとうございます。

○長島委員

資料4の案件番号2ですが、航空写真を見ると、すでに森林がない部分があるのですが、3.87 haというのは、全体面積のことなのか、少し残っている緑の部分のことなのか、そのことだけ教えていただけますか。

○森林保全課

森林区域は先程ご説明したように、森林の用に供される土地を示しますが、実際に木が生えているところのほか、過去の伐採等により無立木地という場合もあります。今回は無立木地が開発の許可の対象地となったという次第です。

○長島委員

はい、分かりました。ありがとうございます。

○和田会長

案件2のところは、完了予定が12月1日ということで、この航空写真ではもう終わった状況ということでよろしいですか。

○森林保全課

この航空写真は、着手前のものです。令和7年12月完了予定ということで、先日完了したと事業者の方から報告があり、現地を確認しております。

○和田会長

ありがとうございます。

○井上委員

基本的なことを教えてください。林地開発許可の中の案件の1と2で工業団地と産業団地と書いているんですけども、工業団地と産業団地の違いというのはなんですか。

○事務局

特に区別はございません。事業所から出された名前をそのまま書いているだけで、特に区

別はございません。

○和田会長

それでは、ご意見、質問等、これで皆さん出尽くしたようですので、これらの議事についてお諮りしたいと思います。今回の議事である滋賀県土地利用基本計画の変更につきまして、適当と認める旨を答申することとしてよろしいでしょうか。

<各委員異議なし。>

○和田会長

はい、ありがとうございます。それでは、滋賀県土地利用基本計画の変更についての諮問につきましては、原案を適当と認める旨を知事に答申したいと思います。なお、答申の文案につきましては、議長の私に一任していただければと存じますので、よろしく願いいたします。

(5) 滋賀県国土利用計画・滋賀県土地利用基本計画の改定について

○和田会長

では、続いて議事の5番目「滋賀県国土利用計画・滋賀県土地利用基本計画の改定について」事務局からの説明を求めます。

(参考資料5により事務局説明)

○和田会長

はい、ありがとうございました。今回、改定に向けた基礎資料ということで10年前につくられた、国土利用計画と土地利用基本計画があるわけですけれども、10年の間に日本の国土にもさまざまな変化が訪れているということで、国の策定された全国の計画、第六次国土利用計画の基本方針が、ずいぶん変わってきているということ。

技術を使ったものとか、リスクが一段と高まってきたことで、国の土地利用に関する基本構想が大きく変わっていることを受けて、同時に滋賀県も解決しなければならないという、事務局からご説明がありました。

ただいまの事務局からのご説明につきまして、委員の皆さまからご意見、ご質問等をいただきたいと思います。

○箕浦委員

資料のスケジュールについて、令和8年3月、7月、9月に3回この審議会で議論をする

という認識でいいわけですか。

○事務局

はい。具体的に審議会においてご審議いただく場面としては、8年の3月、7月、9月。

○箕浦委員

ということは、3回ということですね。

○事務局

はい。

○箕浦委員

あともう一つ念のために確認したいのですけれども、県の国土利用計画と土地利用基本計画というのがあって、29年の3月に国土基本計画、平成30年の3月に土地利用基本計画というようになっていますが、この計画改定のスケジュールというものは、令和8年の3月と7月と9月の3回の審議で、県の国土利用計画と土地利用基本計画の改定を審議するということですか。

○事務局

資料5-3ページに計画一体化をお示しさせていただいております。いま箕浦委員からお話がありましたように、現行の計画は、29年に国土利用計画を策定して、それに即すというかたちで翌年に土地利用基本計画を改定しているという、2段階に分けて対応してきたわけでございます。

ただ、国土利用計画と土地利用基本計画は同じような書きぶりになっている部分が多々ございます。

こうしたことを受けまして、いま他の都道府県におきましても国土利用計画と土地利用基本計画を一体化するかたちで策定されているところが増えてきております。国土交通省も、そういった定め方をしても構わないとしておりますので、改定におきましては、この二つの事案を併せたものにしたいというふうに思っておりますので、今後の審議会の審議におきましては、この二つの計画を一体化した計画としてご審議をいただく予定でおります。

○箕浦委員

もう一点確認させてください。そうすると、いま、国土利用計画と土地利用基本計画を一体化しますという事務局の提案ですけれども、この場で一体化しましょうということの承認を問うということですか。それか今後のスケジュールの8年の3月なり、7月なり、9月の審議の段階で一体化するということについての承認を取るということですか。承認がも

し取れなければ、また二つに従前通り分けてやるということですか。そこはいかがでしょうか。

○事務局

本日につきましては、これからこういうことを皆さんでご審議していただきたいという、キックオフとしてお示ししておりますので、今日この場でこれについてご承認をいただくということは予定をしております。次回以降の審議の中で、具体的に一体化についてもご審議をいただきたいというふうに思っているところでございます。

○和田会長

いままで滋賀県では、平成 29 年の 3 月に策定された国土利用計画、そして平成 30 年の 3 月に策定された土地利用基本計画、従来別々に策定されていた計画を、今回一本化しているという流れになっているということですね。

○駒林委員

そうすると名称的には「国土利用計画」になるのですか。ここに「・」で載っているから微妙な書き方になっていますが、われわれが審議するものというのは、全体としては国土利用計画という、そういう名称を審議するというかたちに、事務局側としては考えておられるというふうにも理解できたのですが、それでよろしいでしょうか。

○事務局

名称についてですが、他府県を見ておりますと、純粋に「国土利用計画・土地利用基本計画」という名称を使っているところが多く見受けられます。

これは、国土利用計画は法定で定めることができる計画ですけれども、土地利用基本計画は定めなければならないとなっております。土地利用基本計画は絶対定めなければならないので、「国土利用計画」という単体の名前になることはないと思います。

○和田会長

よろしいでしょうか。その他、何か委員の方から。

○佐賀委員

一つは庁内調整をしっかりと行うのかということと、もう一つは先ほども言った上位計画的なかたちのものにまとめていくと、個別法への権限が見えるようなかたちにするというようなことをイメージしておいたらいいかという点、2点をお願いします。

○事務局

はい、ありがとうございます。まず1点目の庁内調整についてですが、これにつきましては、策定をしていきますそれぞれの段階、ご審議いただく骨子案ですとか、素案ですとか、原案ですとか、それぞれの段階で県庁内の各課にも意見書を回付させていただきまし、市町の方にも意見照会をさせていただきながら、内容を詰めてまいりたいと思っています。

それから2点目の上位計画としての役割と言いますか、位置付けというところですが、この国土利用計画と土地利用基本計画につきましては、この計画なりをもって、直接的に個別の開発行為等に対して規制をするというような機能は持っておりません。ですので、そういう意味では、強制力を持っている計画ではないということになります。

森林、農地、それぞれの個別の「都市計画法」に基づく開発許可、こういったものはあくまでも個別法に基づいて審査なりがされていくというところになりますので、この国土利用計画と土地利用基本計画において、具体的に中身としては、そうした個別法の方向性を示していくところが役割になってまいりますので、ちょっとどこまで具体的に細かいところまで記述ができるかというのは、またご審議いただきながらということになりますが、基本的には、そうした直接的な実行力を持っているものではないというところで、ご理解いただければと思います。

○佐賀委員

はい、ありがとうございます。もう一点よろしいですか。

○和田会長

はい、どうぞ。

○佐賀委員

審議会の方で諮る指標の数値は許容範囲内ですよという推測はできるのではと、個人的には思っています。

そういう意味では、別の課との調整や、開発許可を出す前において、一定の意見調整とかができるようなかたちのコントロールというのか、そういうものができるようなかたちの計画とかにできないものなのかなと思いましたので、関係課ともそういう視点を持った、計画づくりに対する意見を持っておいてほしいというところを、希望として申し上げたいと思います。

○和田会長

事務局の方、何か、いまのご意見に対して何かあります。

○事務局

はい、ご意見ありがとうございます。いま、市町は市町でまちづくりに関するいろいろな基本方針ですとかいうものを持ちながら、それに合わせて土地利用というのをされていると思いますし、都市計画は都市計画の方で必要に応じた変更なりを随時されております。

農地、森林も含めて、この土地利用基本計画の土地利用基本計画図という図面が、それぞれの個別法に基づく、そうした地区指定ですね。そういったものを1枚に網羅してまとめていくような役割も担っておりますので、土地利用基本計画、国土利用計画、ちょっと長期間、10年先を一応目標年次として定めるというかたちになっていますので、なかなかちょっとリアルタイム、いまの状況を反映するということと、その先をどのように見通していくかというところで、どこまで具体的な期待ができるかというのは、難しいところもあるかもしれませんが、おっしゃっていただいたように、それぞれの所管課が担当しております各種計画とは十分調整をして、計画策定をしていきたいというふうに思います。

○和田会長

ありがとうございます。その他、委員の方々からご意見、ご質問等がございますか。

佐賀委員からのご指摘にもございますように、なかなか司法のところは難しいかと思えますし、まずは開発行為をどう進めるというような、直接的な効力はないにしても、大きな基本計画としては、最初の資料1の3ページでもありますように、いわゆる国土利用計画ですね。

このところが今回の大きな改定ということで、この審議会に係ってくるわけです。長期的な10年という長い年月で、今後10年の長期的な土地利用の滋賀県の基本方針、構想というものを定めるということで計画をつくるわけなので、国の土地利用に関するマスタープランというような位置付けですね。

その中にイメージとしては、ビジョンとか大方針という、それをしっかりとここで決めて、先ほどの庁内での調整があるかと思うんですけども、庁内では、この上位計画の下でさまざまな委員会、審議会が動いています。そのときには、ここのマスタープランで県土をどのように持っていくか、県土がどうあるべきか。開発等もいろいろ規制しながら、県土の豊かな自然を守っていかなければならない。

一方で、やはり県土の豊かさというものを土地利用の中で考えた場合には、一定の荒廃したようなところは適切に土地の利用の仕方を進めていかなければならないと、そういった大方針ですね。

だから、それらの基本方針、基本構想をつくる、それに基づいて下の方では、その方向性を持ちながら自分たちの政策等を進めていく。そういったことになるかと思えます。

ですので、施策の推進に必要な事項は、ある程度各課の調整を受けながら、この審議会では、方針、ビジョンとしては、やはりこうあるべきだと、そういったところを今後話し合っていければいいのかなとは思っています。

他、委員の先生方、何か。これからそういった3回。今年につきましては、年1回の報告

事例に対する審議だけではなくて、10年に1回の計画づくりというものにも関わっていくわけですので、何かこういったところが分からないとか、何か質問等、意見等。はい、どうぞ。白杉委員。

○白杉委員

そもそもになりますが、人工林、農地も含めて、人間の勝手です。地球というのは、われわれもメンバーの一人で、多くの植物や動物というのが構成しているはずです。われわれの勝手に農地にしましたとか、林を崩して人工林にしましたとか、その人工林があまり役に立っていない、間伐もされていないようなところもあったりしますよね。そんなことを考えていると、われわれは勝手に決めていいのか。非常に責任が重いと思います。

ただ、今日挙げていただいた12の案件でも、法律に基づいてこうです、それで進めていきますと言われたら、われわれとしてはあらがうことはできないですから。特に専門性の高い方であれば、問題点について議論になるかもしれませんが。というようなことを、雑感ですけれども、思っております。

○和田会長

いまのご意見に対して、事務局の方で何か答えがあれば。これからの今後に向けての何か。

○事務局

はい、非常に根源的な問いをいただいたので、なかなかお答えが難しいところがあるのですが、私の個人的な思いみたいところで申し上げますと、われわれ人間の勝手じゃないかというふうなご意見も、まさにそうなんだろうと私も思います。

でも、その勝手をしていく中で、一定の秩序に基づいた土地利用が必要であろうということで、こうした制度ができていると思っております。自然界という大きな視点から見れば、人間という、いちプレーヤーが勝手に決めているということにはなるのかというふうに思いますが、そのいちプレーヤーがあまりにも勝手が過ぎないようにということが、一つの目的なのかなと思っております。自分たちで自分たちをコントロールするためなのでは思っている次第です。

この審議会の中で計画の実効性や位置付けについて、意見をいただきながらということになっておりますので、そうした基本的な立ち位置も含めて、次の計画改定の議論の中でまたいろいろご議論いただければなと思っております。

○和田会長

はい、ありがとうございました。その他、何かどうぞ。大橋委員、お願いします。

○大橋委員

住民の方の代表になれるかなというような観点から話をさせていただきますと、滋賀県内の国土利用ということについてですけれども、南北ではかなり様子が違います。私は湖北から来ていますが、かなり過疎化しています。空き家もかなり増えているし、経済基盤が大きな企業も少ないです。ですから、その南北間の差というのは、非常に大きく感じます。

やはり県全体の住民の方がどうすれば安心して、そして経済的にも安全な状態での生活ができるかという観点が、非常に重要だと思います。

確かに、地球全体から見たらという大きな議論はありますけれども、現実的に滋賀県内に住んでいる住民の方も、その生活の領域・状況がかなり違うので、そのへんをよく考えていただいていたきたいなと思います。

○和田会長

大橋委員からご意見をいただきましたが、何か事務局から付け加えることがありましたら。

○事務局

おっしゃっていただきましたとおり、県の行政の中でも北部の振興というのは一つのテーマになっておりまして、具体的なプロジェクトとして、取り組みを進めているところです。

そちらの方は、どちらかというソフトの取り組みが中心にいまなっておりますけれども、次回の国土利用計画においては、土地利用という観点からも、そうした南北の違いあたりも、もちろん視点として加えて、次の計画の中に反映をしていきたいと思っています。

○和田会長

はい、ありがとうございます。

先ほど最初の資料1で、いまの滋賀県の現状、状況というものをご説明がされたとは思いますが、非常に人口の動態にも偏りがあるということ。また、土地利用に関しても、市街地が進む一方で、過疎のところもあって、偏りがあるということ。

また、同じ自然を保護していく上でも、放棄地、高齢化といった問題とかで、いろいろな事業のあり方という中に対する障害というんですかね。いろいろ対策問題が出てくる、そういったものが非常にさまざまに、いまの県の中であると思うんですね。

県の広範な方向性を決めるときに、それぞれの県民が豊かで、自然も豊かなもの、琵琶湖を抱えて、それから周りの森林を、どのようにしていくか。また、近江米といったような農地という部分、農業地区の振興というものをどう考えていくか。を、具体的なゾーニングで調整したりするという、この4番の総合調整機能としての国土利用計画、ビジョンで方向性になるので、実効性はないかも知れないけれども、決めていきますよということで、皆さんのそれぞれの立場から、さまざまに気が付いたところというんですかね。こういったところも含めて、今後の10年間、滋賀県の国土が豊かに、そして自然も豊かで、人々も、全てが

ウェルビーイングになるような計画としてつくっていただければいいのかなと思っています。
何かご意見、それからご質問等あれば、いかがでしょうか。はい。

○駒林委員

そうすると、前回できたこの計画を一定検証するという作業を踏まえつつ、素案をつくると認識していいのでしょうか。

やはり検証作業がないと、作りっぱなしという感じになってしまいます。前回の計画が実現できなかったこととか、いろいろなことがあるのかなと思っていますが、そのところも併せて審議されるのか、お考えをよろしくお願いします。

○事務局

はい、ありがとうございます。いまの計画の検証ということに関しましては、今日議題の中でご説明しました資料2-2で25の指標というものをお示しさせていただいております。

これが前回計画を策定した後に、今後にわたっての事業の状況をモニタリングするために指標を定めていきたいと思いますというので、こういったものをつくらせていただいております。この指標のこの10年間の動向というのが一つ、いまの現状計画の検証ということにつながっていくのかなというふうに思っています。

それと併せまして、特にここ数年の滋賀県の土地利用に関するトピックと言いますか、課題と言いますか。そうしたものを含めて、次の計画にどのような内容を盛り込めばいいのかということも併せて、ご審議をいただきたいと思っています。

○和田会長

よろしいでしょうか。はい、齊藤委員、お願いします。

○齊藤委員

南北の問題について、滋賀県は全土の中でそれぞれの地域に合った基本計画のゾーニングになっていくのかなと思っています。南部に人口が集中し、便利でアクセスのよいところに人が集まるのは当然のことで、それをコンパクトシティなどでも施策として進められています。一方、郡部、へき地、北部といったところは、南部の方が活発で、土地利用でも得手なエリアと言えます。そういった、それぞれの特性と人口動態に見合ったかたちでの計画を審議していただけたらと考えております。

ところで、資料3-1の別紙様式「地域区分の変更概要」にある面積についてですが、資料4の林地開発の面積もここに含まれているのでしょうか。

○事務局

はい。結論から申し上げまして、含まれてはいないです。先ほど説明を申し上げたとおり、林地開発の案件につきましては、森林保護の観点とか、そういうところから、開発が行われてから森林地域の変更というふうなところになりますので。

なので、林地開発が終わったイコール森林地域から外れるというふうなかたちの体制にはなっていないため、今回の変更の面積に林地開発の面積は含まれていないというところになります。

○齊藤委員

こちらは、開発の許可が済んでいるから、林地の認識にはなっていないということですか。

○事務局

林地開発につきましては、許可をしている時点では、まだ土地利用基本計画図の変更の方には反映しないという運用になっていますので、この資料3-1の方には、まだ資料4の内容は出てきていないという話です。

ですので、この資料4の部分につきましては、これらの開発工事が全て完了した後に土地利用基本計画図の変更というかたちで、またあらためて審議会でお示しをするという流れになります。

○齊藤委員

それはタイムラグがあるということですか。

○事務局

そうですね。

○齊藤委員

分かりました。

○和田会長

よろしいでしょうか。井上委員、お願いします。

○井上委員

ありがとうございます。南部では工業団地などの広大な山を切り開く開発ニーズがある一方で、北部では耕作放棄地や未利用地が増えているという状況に、10年前に策定された目標との齟齬が表れているのかなど、実際のニーズと開発の方向性にずれが表れてきているのではと感じます。

今後、滋賀県全体として、自然を守りつつ適切な開発や産業の維持・活性化を担保してい

くのかは先を見据えて行う必要があります。また、大規模開発に伴う災害の危険性は非常にリスクが高まっていると思いますので、そのあたりもしっかり注意を払いながら計画を立てていく必要があると感じます。

所有者不明土地問題についても、計画の中でどこまで影響してくるのが気になる場所です。森林や農地の所有者が確定できない状況が増えてきていることは、今後の大きなビジョンを考える際に注意を払っていく必要があると感じました。

○和田会長

ありがとうございました。またご意見を踏まえて3月に聞かせていただければと思います。

はい、西田委員、お願いいたします。

○西田委員

ありがとうございます。資料2-2の話のときに、長期的な動向が分からないと、どのぐらいまで長期的に見たときに達成されていて、あと、どのぐらい追加の努力が必要なかが分からないと思うんですね。5年ぐらいのデータだけを見ていくと、どこに力を入れるべきかが分からないので、今後の策定に向けていくときに、ぜひ30年ぐらいのスケールでの長期的な動向についても、参考資料として見せていただきながら、いろいろなことを皆さんと相談できたらいいなと思いました。

○和田会長

ありがとうございました。非常に重要なご指摘だと思っております。県土を考える上で、短期で見るだけで、計画だけは10年とかって言いながら、指標だけで評価しているところが、やっぱり達成度というのが見えにくくなっていることもありますし、違った、いろいろな時代の変化というものもありますので、そういったところも諮れるように、次回の方で、参考資料になると思いますのでお示しいただければ、より委員の先生方の方から、こういったビジョンをつくる時に加えていきたいような文言等をいただければと思いますので、事務局の方、よろしくお願いいたします。

その他、ございませんか。よろしいでしょうかね。それでは、委員の先生方から、いろいろなご意見をいただきましたが、他になければ、これで本審議を終わらせていただきたいと思います。以上をもちまして、本日予定されておりました議事は全て終了いたしました。

円滑な議事運営にご協力いただきまして、ありがとうございました。それでは、進行を事務局にお返しいたします。

3 閉会

○事務局

和田会長、委員の皆さま、本日は大変ありがとうございました。それでは、閉会にあたりまして、課長の佐藤よりごあいさつを申し上げます。

挨拶（佐藤県民活動生活課長）

○事務局

それでは、これをもちまして第80回滋賀県国土利用計画の審議会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。